

議案第17号

富士見市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市空家等対策の推進に関する条例（平成29年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正等に伴い、富士見市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

富士見市空家等対策の推進に関する条例（平成29年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第3条」を「第5条」に改め、同条第4号中「第6条第2項第5号」を「第7条第2項第5号」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

第3条中「第3条」を「第5条」に改める。

第4条第1項中「推進するものとする」を「推進しなければならない」に改め、同条第2項中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改め、同条第3項中「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

第5条中「管理不全な状態の空家等」を「管理不全空家等」に改める。

第7条第2号中「管理不全な状態の空家等」を「管理不全空家等」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「第14条」を「第5章」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第13条に規定する管理不全空家等に対する措置に関すること。

第9条第1項中「管理不全な状態の空家等」を「管理不全空家等」に、「必要に応じ」を「所有者等の財産の保護を図る上で必要な場合に限り」に改め、同条第2項を削る。

第10条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第11条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。